

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

- 民間事業者による信書の送達に関する法律及び日本郵政公社法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……………(法制文書課) 1

訓 令

- 北海道文書管理規程の一部を改正する訓令……………(法制文書課) 4

公 告

- 北海道公報有償頒布規程の一部改正……………(法制文書課) 4

公布された規則のあらまし

◇民間事業者による信書の送達に関する法律及び日本郵政公社法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(規則第63号)

1 趣旨及び内容

民間事業者による信書の送達に関する法律及び日本郵政公社法の制定に伴い、次に掲げる規則について所要の改正を行うため、この規則を制定することとした。

- (1) 札幌医科大学医学部附属病院使用料条例施行規則(昭和32年北海道規則第45号)
- (2) 知事が保有する個人情報の保護に関する規則(平成6年北海道規則第97号)
- (3) 恩給給与細則(大正13年北海道庁令第55号)
- (4) 北海道恩給条例施行規則(大正13年北海道庁令第56号)
- (5) 北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)
- (6) 北海道核燃料税条例施行規則(平成10年北海道規則第120号)
- (7) 北海道自然環境等保全条例施行規則(昭和49年北海道規則第14号)
- (8) 北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成13年北海道規則第123号)
- (9) 北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則(昭和43年北海道規則第40号)
- (10) 母子保健法施行細則(昭和57年北海道規則第38号)
- (11) 食品衛生法施行細則(昭和24年北海道規則第5号)
- (12) 製菓衛生師法施行細則(昭和42年北海道規則第45号)
- (13) 北海道福祉のまちづくり条例施行規則(平成9年北海道規則第144号)

- (14) 北海道有林野の産物売払規則(昭和36年北海道規則第9号)
- (15) 北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則(平成8年北海道規則第98号)
- (16) 風致地区内建築等規制条例施行規則(昭和45年北海道規則第77号)
- (17) 建築士法施行細則(昭和25年北海道規則第257号)
- (18) 宅地建物取引業法施行細則(昭和28年北海道規則第78号)
- (19) 北海道営住宅条例施行規則(平成9年北海道規則第42号)
- (20) 北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則(昭和35年北海道規則第100号)
- (21) 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)
- (22) 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北海道規則第92号)

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

民間事業者による信書の送達に関する法律及び日本郵政公社法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成15年4月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第63号

民間事業者による信書の送達に関する法律及び日本郵政公社法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(札幌医科大学医学部附属病院使用料条例施行規則の一部改正)

第1条 札幌医科大学医学部附属病院使用料条例施行規則(昭和32年北海道規則第45号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式(1葉)中「平成」を削り、「切手」を「切手等」に改め、同葉の末尾欄外の注の2の事項中「郵送中」を「送付中」に改め、同注に次の1事項を加える。

7 切手等とは、郵便切手又は知事が定めるこれに類する証票とする。

別記第1号様式(2葉)中「平成」を削り、「切手」を「切手等」に改め、同葉の末尾欄外の注の事項を注の1の事項とし、同注に次の1事項を加える。

2 切手等とは、郵便切手又は知事が定めるこれに類する証票とする。

別記第1号様式(3葉)中「平成」を削る。

別記第2号様式中「平成」を削り、「切手」を「切手等」に改め、同様式の末尾欄外の注に次の1事項を加える。

3 切手等とは、郵便切手又は知事が定めるこれに類する証票とする。

（知事が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正）

第2条 知事が保有する個人情報の保護に関する規則（平成6年北海道規則第97号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「郵送」を「郵送等」に改め、同条第1項中「郵送」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）」を加える。

第11条（見出しを含む。）及び第16条（見出しを含む。）中「郵送」を「郵送等」に改める。

（恩給給与細則の一部改正）

第3条 恩給給与細則（大正13年北海道庁令第55号）の一部を次のように改正する。

第2条ノ4中「書留郵便」の次に「又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項ニ規定スル一般信書便事業者、同条第9項ニ規定スル特定信書便事業者若ハ同法第3条第4号ニ規定スル外国信書便事業者ノ提供スル同法第2条第2項ニ規定スル信書便ノ役務ノウチ書留郵便ニ準ズルモノトシテ知事ノ定ムルモノ」を加える。

第7条ノ2第1項中「証書郵送料」を「証書ノ送付ニ要スル費用」に改める。

（北海道恩給条例施行規則の一部改正）

第4条 北海道恩給条例施行規則（大正13年北海道庁令第56号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項中「証書郵送料」を「証書ノ送付ニ要スル費用」に改める。

（北海道税条例施行規則の一部改正）

第5条 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

別記第57号様式の4中「郵便局消印年月日」を「通信日付印年月日」に改める。

（北海道核燃料税条例施行規則の一部改正）

第6条 北海道核燃料税条例施行規則（平成10年北海道規則第120号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「郵便官署消印」を「通信日付印」に改める。

（北海道自然環境等保全条例施行規則の一部改正）

第7条 北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和49年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号タ中「集合郵便受箱」の次に「、信書便差出箱」を加える。

第28条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り上

げる。

（北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正）

第8条 北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号ク中「防護柵、土留よう壁」を「防護さく、土留擁壁」に改め、同号ソ中「集合郵便受箱」の次に「、信書便差出箱」を加える。

第19条第1号ス中「防護柵、土留よう壁」を「防護さく、土留擁壁」に改め、同号ニ中「集合郵便受箱」の次に「、信書便差出箱」を加え、同号ム中「よう壁」を「擁壁」に改める。

第24条第1号キ中「簡易郵便局法」を「郵政窓口事務の委託に関する法律」に、「簡易郵便局を含む。）」を「委託事務を行う施設を含む。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の事業所」に改める。

第32条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第33条第1項第1号エ(エ)中「火山麓」を「火山麓^{ろく}」に改め、同項第2号ウ中(カ)を削り、(キ)を(カ)とし、同項第3号ア中「火山麓」を「火山麓^{ろく}」に改める。

（北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正）

第9条 北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

第192条第1項第9号中「郵政官署」を「郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和24年法律第213号）第7条第1項に規定する委託事務を行う施設を含む。）」に改める。

別表第2の費用の事項中「郵便料」を「送料」に、「、葉書」を「及び知事が定めるこれに類する証票並びにはがき」に改める。

第34号様式（第4葉）中「郵便はがき」及び「平成」を削る。

（母子保健法施行細則の一部改正）

第10条 母子保健法施行細則（昭和57年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式（表）中「郵便はがき」を削る。

（食品衛生法施行細則の一部改正）

第11条 食品衛生法施行細則（昭和24年北海道規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第14号中「（用紙の大きさ 郵便はがき大）」を削る。

（製菓衛生師法施行細則の一部改正）

第12条 製菓衛生師法施行細則（昭和42年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の注意の(3)の事項中「郵送」を「送付」に改める。

(北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第13条 北海道福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年北海道規則第144号）の一部を次のように改正する。

第15条第6号を次のように改める。

(6) 日本郵政公社

(北海道有林野の産物売払規則の一部改正)

第14条 北海道有林野の産物売払規則（昭和36年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「郵便」を「郵便等」に改め、同条第1項中「郵便による」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下この項において「郵便等」という。）による」に、「売払」を「売払い」に、「郵便により」を「郵便等により」に改める。

(北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部改正)

第15条 北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則（平成8年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「郵便」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便」を加え、「郵送」を「送付」に改める。

(風致地区内建築等規制条例施行規則の一部改正)

第16条 風致地区内建築等規制条例施行規則（昭和45年北海道規則第77号）の一部を次のように改正する。

第5条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条に次の1号を加える。

(10) 日本郵政公社

(建築士法施行細則の一部改正)

第17条 建築士法施行細則（昭和25年北海道規則第257号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式中「郵便はがき」及び「平成」を削る。

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第18条 宅地建物取引業法施行細則（昭和28年北海道規則第78号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式及び別記第5号様式中「郵便はがき」を「」に改める。

(北海道営住宅条例施行規則の一部改正)

第19条 北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

別記第15号様式その1、別記第17号様式その1及びその2、別記第28号様式その1、別

記第29号様式その1並びに別記第32号様式中

「

郵便局

料金後納

郵便

」

を削る。

(北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部改正)

第20条 北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則（昭和35年北海道規則第100号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（表面）中「郵便はがき」及び「平成」を削る。

(北海道財務規則の一部改正)

第21条 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第145条第1項第6号中「郵便」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）」を加える。

第153条第3項中「郵便による」を「郵便等による」に、「郵送により」を「郵便等により送付して」に改め、「配達証明郵便」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして知事が定めるもの」を加える。

第154条第8号中「郵便」を「郵便等」に改める。

第22号様式（表面）並びに第26号様式その1（表面）、その2（表面）、その4及びその5中「郵便はがき」及び「平成」を削る。

第43号様式第1葉中「平成」を削り、同様式第4葉（表面）中「平成」を削り、同葉（裏面）中「郵便はがき」を削り、同様式の末尾欄外の用紙寸法の事項中「はがき」を「支払通知書」に改める。

別記第65号様式（表面）中「郵便はがき」を削り、同様式（裏面）中「平成」を削る。

(物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正)

第22条 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「郵便」を「郵便等」に改め、同条第1項中「郵便」を「財務規則第145条第1項第6号に規定する郵便等」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

別記第2号様式中「扱局番号」を「扱局番号等」に改める。

別記第5号様式及び別記第7号様式中「書留扱いによる文書」を「書留文書等」に改める。

附 則

この訓令は、平成15年4月30日から施行する。

訓 令

公 告

北海道訓令第11号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「による文書」を「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（第31条において「信書便」という。）の役務のうち書留扱いに準ずるものとして総務部長が定めるものによる文書（以下「書留文書等」という。）」に改め、同条第3号中「書留扱いによる文書」を「書留文書等」に改める。

第16条第1項第3号イからチまでを次のように改める。

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| ア 議案に提案する議案 | 議案 |
| イ 法規審査委員会に付議するもの | 法規審査 |
| ウ 重要なもの | 重要 |
| エ 至急の取扱いを要するもの | 至急（期限のあるものについては、その期日を付記する。） |
| オ 北海道公報に登載を要するもの | 公報登載 |
| カ 官報報告を要するもの | 官報報告 |
| キ 施行の際、特殊の取扱いを要するもの | 親展、書留、速達、配達証明、内容証明、要契印等 |

第31条中「郵便」の次に「又は信書便」を加える。

北海道公報有償頒布規程（平成3年3月30日公告）の一部を次のように改正し、平成15年4月30日から施行する。

平成15年4月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

第3条中「郵送」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）」を加える。

第5条第2項中「郵送」を「郵送等」に、「郵便料金」を「送付に要する費用」に改める。

「2 購読料金 円	「2 配布先
3 配布先	郵便番号
別記様式中「平成」を削り、	住所
郵便番号	氏 名
住所	氏 名
氏 名	

を 住所 氏 名に改める。